

福島県学校保健会郡山支部補助金交付要綱

平成 12 年 6 月 26 日制定

平成 15 年 8 月 1 日一部改正

平成 22 年 7 月 1 日一部改正

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

【学校教育部学校管理課】

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校保健の向上を図るため、福島県学校保健会郡山支部（以下「保健会」という。）に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助額)

第 2 条 補助の対象となる経費は、保健会の運営に要する経費とし、補助金の額は、200,000 円とする。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、郡山市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、補助金等交付決定額に影響を及ぼさず、又は補助金の減額が 2 割以内である予算の変更とする。

2 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(概算払)

第 5 条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第 14 条に規定する補助事業等実績報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 26 日から施行し、平成 12 年度以降の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日から施行し、平成 15 年度以降の年度分の補助金について適用する。

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。